

平成二十六年農林水産省令第四十三号

内水面漁業の振興に関する法律施行規則

内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第百三十三号）の規定に基づき、内水面漁業の振興に関する法律施行規則を次のように定める。

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、内水面漁業の振興に関する法律（以下「法」という。）及び内水面漁業の振興に関する法律施行令（平成二十六年政令第百二十四号）において使用する用語の例による。

（許可の申請）

第二条 指定養殖業について法第二十六条第一項の許可（第八条及び第十四条を除き、以下「許可」という。）を受けようとする者は、養殖場ごとに、別記様式第一号による申請書に次に掲げる書類を添え、農林水産大臣に提出しなければならない。

一 養殖場の登記事項証明書
二 申請に係る養殖場を使用する権利が所有権以外の場合には、当該権利を有することを証する書面

三 申請者が法人である場合には定款、登記事項証明書（目的、名称、事務所（二以上ある場合には、主たる事務所）及び当該法人を代表すべき者の氏名に係る事項を証明した登記事項証明書とする。）並びに最近の貸借対照表及び財産目録、法人以外の者である場合には最近の財産状態を明らかにする書類
四 二人以上が共同して申請する場合には、当該養殖業に関する各共同者の権利義務の関係を記載した書面

五 申請が法第三十条において準用する漁業法第五十九条（第四号を除く。）の規定によつてする許可に係るものである場合には、これらの規定のいずれかに該当することを証する書類

2 農林水産大臣は、前項に掲げる書類のほか、許可をしようかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

（許可証の様式）

第三条 法第二十六条第六項の規定により交付する許可証の様式は、別記様式第二号による。

（休業の届出を要する期間）

第四条 法第二十七条の規定により交付する許可証は、一年とする。

（公示に基づく許可の申請期間に関する特別の事情）

第五条 法第三十条において準用する漁業法第五十八条第二項ただし書の農林水産省令で定める緊急を要する特別の事情は、指定養殖業について許可をすべき水産動植物の総量が国際交渉との関連において定められる必要がある場合において、当該国際交渉との関係上当該水産動植物の総量が定められることとなつた後三月以上の申請期間を定めて同項の規定による公示をするとすれば指定養殖業の養殖の時機を失し、指定養殖業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情とする。

（許可の特例）

第六条 法第三十条において読み替えて準用する漁業法第五十九条の農林水産省令で定める場合は、許可養殖業者が、その許可を受けた養殖場と併せて他の養殖場において当該許可に係る養殖業を営む場合において、当該他の養殖場について許可を申請したときとする。

（変更の許可を要する事項）

第七条 法第三十条において準用する漁業法第六十一条の農林水産省令で定める事項は、養殖場において養殖することができる水産動植物の量の増加とする。ただし、当該申請をする許可養殖業者が同一の都道府県の区域内に所在する他の養殖場において許可を受けている場合であつて、当該都道府県において養殖することができる水産動植物の量の合計に変更がないときは、この限りでない。

（変更の許可の申請）

第八条 法第二十六条第一項の許可を受けた養殖場について法第三十条において準用する漁業法第六十一条の変更の許可（以下「変更の許可」という。）を受けようとする者は、理由を付して農林水産大臣に申請しなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の規定による申請があつた場合において必要があるときは、変更の許可をしようかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

（許可証の書換交付の申請）

第九条 許可養殖業者は、許可証の記載事項に変更を生じたとき（第十一条第二号から第六号までに掲げる場合を除く。）は、速やかに、農林水産大臣に許可証の書換交付を申請しなければならない。

（許可証の再交付の申請）

第十条 許可養殖業者は、許可証を亡失し、又は毀損した場合には、速やかに、理由を付して農林水産大臣に許可証の再交付を申請しなければならない。

（許可証の書換交付及び再交付）

第十一条 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、遅滞なく、許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

- 一 第九条の規定による書換交付（第七条ただし書の場合を除く。）又は前条の規定による再交付の申請があつたとき。
- 二 法第三十条において準用する漁業法第六十一条の許可をしたとき。
- 三 法第三十条において準用する漁業法第六十二条第二項の規定による届出があつたとき。
- 四 法第三十条において準用する漁業法第六十三条において準用する同法第三十四条第一項の規定により許可に制限若しくは条件を付け、又は同項の規定により付けた制限若しくは条件を変更し、若しくは取り消したとき。
- 五 法第三十条において準用する漁業法第六十三条において準用する同法第三十九条第一項又は第二項の規定により許可を変更したとき。
- 六 内水面漁業の振興に関する法律施行令（平成二十六年政令第百二十四号）第二条第四項の規定による届出があつたとき。

（許可証の返納）

第十二条 許可養殖業者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、その許可証を農林水産大臣に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。

（指定養殖業の許可及び取締り等に関する省令の準用）

第十三条 指定養殖業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第五条の二、第五条の三及び第十条の規定は、許可について準用する。この場合において、同令第五条の二第一項第三号及び第四号並びに第十条中「指定漁業」とあるのは、「指定養殖業」と読み替えるものとする。

（許可手数料）

第十四条 法第三十条において準用する漁業法第百三十三条第二項の手数料の額は、次のとおりとする。

- 一 法第二十六条第一項の規定による指定養殖業の許可の申請 四千四百円
 - 二 法第三十条において準用する漁業法第六十一条の規定による変更の許可の申請 二千二百円
 - 三 第九条の許可証の書換交付の申請及び第十条の許可証の再交付の申請 八百五十円
- （届出養殖業の届出）
- 第十五条 届出養殖業につき法第二十八条第一項の規定による届出をしようとする者は、養殖場ごとに、別記様式第三号による届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。
- 第十六条 法第二十八条第一項第四号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一 養殖場ごとの養殖池数
 - 二 養殖場ごとの全ての養殖池の総面積
 - 三 当該養殖業の開始予定時期

3 法第二十八條第二項又は第三項の規定による届出をしようとする者は、養殖場ごとに、別記様式第四号又は別記様式第五号による届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。
 (届出養殖業者の相続人等に関する特例)

第十六条 届出養殖業者が法第二十八條第一項の規定による届出に係る養殖業の全部を譲り渡し、又は届出養殖業者について相続、合併若しくは分割(当該届出に係る養殖業の全部を承継させるものに限る。)があったときは、その養殖業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により養殖業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその養殖業の全部を承継した法人は、その届出養殖業者の地位を承継する。

2 前項の規定により届出養殖業者の地位を承継した者は、その承継の日から三十日以内に、その事実を証する書面を添えて、別記様式第六号による届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。
 (届出番号の決定等)

第十七条 農林水産大臣は、法第二十八條第一項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る特定の養殖場を識別するために養殖場ごとに番号を決定し、遅滞なく、当該届出をした届出養殖業者に通知するものとする。
 (うなぎ養殖業に係る実績報告書の提出)

第十八条 うなぎ養殖業に係る許可を受けた者は、法第二十九條第一項の規定に基づき、毎月、別記様式第七号による実績報告書を作成し、当該報告に係る月の翌月の十日までに農林水産大臣に提出しなければならない。
 (身分を示す証明書)

第十九条 法第三十一條第二項に規定する証明書の様式は、別記様式第八号のとおりとする。
 (提出書類の經由機関)

第二十条 法第三十二條の規定により都道府県知事を経由して農林水産大臣に提出しなければならない申請書その他の書類は、当該書類に係る養殖場の所在地を管轄する都道府県知事を経由して提出しなければならない。

2 前項の規定により、第二條第一項、第八條第一項、第九條若しくは第十條の規定による申請書、第十五條第一項若しくは第三項若しくは第十六條第二項の届出書又は第十八條の実績報告書が都道府県知事に受理されたときは、その受理されたときに農林水産大臣にこれらの書類の提出があったものとみなす。
 (協議会設置に係る申出)

第二十一条 法第三十五條第一項の規定により申出をしようとする共同漁業権者は、別記様式第九号による申出書を都道府県知事に提出しなければならない。

附 則
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年一〇月一日農林水産省令第五三三号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、平成二六年十一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前にこの省令による改正前の内水面漁業の振興に関する法律施行規則別記様式により提出された申出書は、この省令による改正後の内水面漁業の振興に関する法律施行規則別記様式第七号により提出された申出書とみなす。

附 則 (平成二七年五月二〇日農林水産省令第五四四号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二七年六月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 内水面漁業の振興に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成二七年政令第二百三十六号) 附則第三条において読み替えて適用する法第三十條において準用する漁業法第五十八條

の二第三項の農林水産省令で定める水産動植物の量は、平成二六年度当初におけるこの省令による改正前の内水面漁業の振興に関する法律施行規則第五條の規定による養殖予定書に記載されたうなぎの量とする。

第三条 内水面漁業の振興に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二條第一項の規定によりうなぎ養殖業の許可を受けているものとみなされる者についてのこの省令による改正後の内水面漁業の振興に関する法律施行規則第十八條の規定の適用については、「別記様式第七号」とあるのは、「内水面漁業の振興に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成二七年農林水産省令第五十四号)」による改正前の内水面漁業の振興に関する法律施行規則別記様式第六号」とする。

第四条 この省令の施行前にこの省令による改正前の内水面漁業の振興に関する法律施行規則別記様式第七号により提出された申出書は、この省令による改正後の内水面漁業の振興に関する法律施行規則別記様式第九号により提出された申出書とみなす。
 別記様式第一号(第二條関係)

別記様式第一号(第二條関係)
 うなぎ養殖業の場合

年月日

うなぎ養殖業の許可申請書

農林水産大臣 殿

申請者 住所 氏名 (法人にあつては、名称) (印)
 及び代表者の氏名
 電話番号 ()

下記によりうなぎ養殖業の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 うなぎ(※)の池入割当量
 ※ 国内未飼育うなぎ(国内で一度も飼育されていないうなぎ)に限る。

にほんうなぎ	その他の種のうなぎ
kg	kg

2 使用する養殖場
 (1) 名称
 (2) 所在地
 (3) 養殖池の総面積 (㎡)

備 考
 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 2 うなぎの池入割当量は、にほんうなぎのうち海外で飼育されたことのあるもの及びその他の種のうなぎについては、一尾を0.2gとして換算し、kg単位で小数点第4位を四捨五入した数量を記入するものとする。
 3 養殖池の総面積は、㎡単位で小数点第1位を四捨五入した数値を記入するものとする。

別記様式第二号(第三條関係)

申請者名	住所
氏名	氏名
住所	住所
電話番号	電話番号
申請内容	申請内容
申請日	申請日
受理日	受理日
備考	備考

※ 申請書提出後、申請内容が変更された場合は、申請書提出後から1週間以内に変更を申請してください。

別記様式第三号 (第十五条関係)

〇〇養殖業の開始届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

届出者 住所
氏名 (法人にあつては、名称) (印)
及び代表者の氏名
電話番号 () -

〇〇養殖業を行いたいので、内水面漁業の振興に関する法律第28条第1項の規定により、届け出ます。

養殖場の名称	所在地	養殖池数	養殖池の総面積
		面	m ²
		面	m ²
		面	m ²

養殖業の開始予定時期 年 月 日

備考
1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2 養殖池の総面積は、小数点第1位を四捨五入した数値を記入するものとする。

別記様式第四号 (第十五条関係)

〇〇養殖業の届出事項の変更届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

届出者 住所
氏名 (法人にあつては、名称) (印)
及び代表者の氏名
電話番号 () -

〇〇養殖業の届出事項に変更がありましたので、内水面漁業の振興に関する法律第28条第2項の規定により、届け出ます。

変更年月日 年 月 日

養殖場の届出番号 - -

変更事項	変更前	変更後

備考
1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2 変更事項の欄には、内水面漁業の振興に関する法律施行規則別記様式第三号に掲げる事項のうち、変更した事項を記載すること。

別記様式第五号 (第十五条関係)

〇〇養殖業の廃止届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

届出者 住所
氏名 (法人にあつては、名称) (印)
及び代表者の氏名
電話番号 () -

〇〇養殖業を廃止したので、内水面漁業の振興に関する法律第28条第3項の規定により、届け出ます。

廃止年月日 年 月 日

養殖場の届出番号		
	-	-
	-	-
	-	-

廃止の理由

備考
1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2 廃止の理由において、合併、経営譲渡等廃止後の当該事業について承継先がある場合は、具体的に記述すること。

別記様式第六号 (第十六条関係)

届出養殖業者の相続人等の特例に関する届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

届出者 住所
氏名 (法人にあつては、名称) (印)
及び代表者の氏名
電話番号 () -

届出養殖業者から内水面漁業の振興に関する法律第28条第1項の届出に係る養殖業の全部を譲り受け、又は届出養殖業者の死亡若しくは合併若しくは分割により届出養殖業に係る養殖業を継承したので、内水面漁業の振興に関する法律施行規則第16条の規定により、届け出ます。

承継した日 年 月 日

被承継者の氏名及び住所
(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

届出の原因 全部譲受け 相続、合併又は分割

養殖場の届出番号		
	-	-
	-	-
	-	-

備考
1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2 届出の原因は、内水面漁業の振興に関する法律第28条第1項の届出に係る養殖業の全部を譲り受けた場合にはイに、届出養殖業者の相続、合併又は分割の場合にはロに○を付すこと。
3 届出の原因となる事実を証する書面を添付すること。

別記様式第七号（第十八条関係）
（1）うなぎ養殖業（にほんうなぎ）の場合

うなぎ養殖業の実績報告書
(にほんうなぎ)

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所
氏名 (法人にあつては、名称) (印)
及び代表者の氏名

内水面漁業の振興に関する法律第29条第1項の規定により、平成 年 月におけるうなぎ養殖業の実績を報告します。

許可番号 _____

(1) 池入量の実績

① 国内未飼育うなぎ（国内で一度も飼育されていないうなぎ）※1

数量	入手先
総重量	シラス換算重量※2
kg	kg

② ①以外のうなぎ

数量	入手先（うなぎ養殖業者）※4
総重量	シラス換算重量※3
kg	kg

※1 国内未飼育うなぎは、海外で飼育されたことのあるものとそうでないものを区分して記入すること。
 ※2 海外で飼育されたことのあるうなぎについてのみ、一尾を0.2gとして換算した数量を記載すること。
 ※3 一尾を0.2gとして換算した数量を記載すること。
 ※4 入手したうなぎを国内で最初に飼育したうなぎ養殖業者名を記載すること。

(2) 池出量の実績

食用	放流用	養殖用	その他の用途
kg	kg	kg	kg

備考
 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 2 養殖場単位で本様式を作成するものとする。
 3 各数量欄については、小数点第4位以下を切り捨てた数値を記入するものとする。

別記様式第八号（第十九条関係）
(表面)

官 職
農林水産大臣印
生 氏
年 月 日 名

内水面漁業の振興に関する法律第三十一条により立入検査をする職員的身分証明書
第 号 平成 年 月 日交付

写 真

(裏面)

内水面漁業の振興に関する法律（抄）
第三十一条 農林水産大臣は、指定養殖業の許可その他二の節の規定又は当該規定に基づく命令に規定する事項を処理するために必要があると認めるときは、許可養殖業者若しくは届出養殖業者に対し、指定養殖業者若しくは届出養殖業に関して必要な報告を求め、又はその職員に養殖場、事業場若しくは事務所に入ら入り、その状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第三十七条 第三十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

別記様式第九号（第二十一条関係）

協議会設置申出書

年 月 日

都道府県知事 殿

漁業権者の住所
漁業権者の名称及び代表者の氏名 (印)

内水面漁業の振興に関する法律第35条第1項の規定により、下記のとおり協議会の設置を申し出ます。

記

1 共同漁業権の免許番号
 2 共同漁業権に係る漁業種類及び漁業の名称
 3 協議会の構成員に加えるべき者
 4 協議内容

以 上